

町田リサイクル文化センター周辺地区連絡会（第15回）

議事要録

- 日時 2017年10月18日（水）18時30分～21時20分
- 場所 忠生市民センター 2階ホール
- 出席 委員：高橋会長、小林（静）副会長、太田委員、福岡委員、
小林（哲）委員、八木委員、守屋委員、佐藤（臣）委員、彦根委員、
中丸委員、田中委員、佐藤（早）委員、安藤委員、山田委員

- 欠席 2名
- アドバイザー : 荒井 氏（公益社団法人 全国都市清掃会議）
- 事務局 : 水島環境資源部長、田中循環型施設建設担当部長、
宇野環境資源部次長兼3R推進課長
循環型施設整備課：守田課長、布施担当課長、深澤担当課長、三浦統括係長、菊地主任、
黒滝主任、鈴木主事
環境政策課：塩澤課長、高橋担当課長
資源循環課：窪倉課長、林担当課長、田後担当課長、田中統括係長
3R推進課：桑原3R普及担当課長
コンサルタント：株式会社日建設計
事業者：株式会社タクマ、西松建設株式会社、株式会社三ノ輪建設、株式会社俊設計

- 傍聴者 2名
- 配布資料
次第
 1. 確認事項
 - 資料1-1 第14回連絡会でのご意見・ご要望【抜粋】
 - 資料1-2-①, ②, ③ ご意見・ご要望に対する参考資料
 - 資料2 地区連絡会及び本事業に係る工事等のスケジュールについて
 2. 報告事項
 - 資料3 事業進捗報告
 3. 協議事項
 - 資料4 施設の外装及び内装の仕上げ等について
 - 資料5 環境保全協定について
 - 資料6 施設名称について
 4. 事務連絡
 - 資料7 施設周辺での他工事の予定について

1. 委嘱式及び開会の挨拶

○ 委嘱式

小山田桜台自治連合会の高木康夫委員にかわり、新たに山田實委員が委嘱された。

○ 開会の挨拶

水島環境資源部長より、開会の挨拶を行った。

2. 確認事項

○ 議題1 これまでに頂いたご意見・ご要望について

資料1-1を用い、事務局から、第14回連絡会で委員から頂いたご意見・ご要望に対して検討した結果について説明した。

(以下、質疑応答)

- ・ **高橋会長** 質問等ありましたらお願いします。
- ・ **事務局** 1点訂正があります。資料1-1の3ページ目、避難施設について、全避難施設数は21カ所と説明したが、正しくは71カ所である。訂正してお詫びします。
- ・ **高橋会長** 避難施設に関して、実際の運用は、市と小学校・中学校の施設管理者（校長先生等）と利用する周辺住民、この3者で協議してつくるものである。市だけで決めて運用するようなことはないと思うため、注意していただきたい。
- ・ **事務局** 庁内関係部署の防災課に再度確認させていただき、具体的な進め方は追って報告させていただく。
- ・ **山田委員** 桜台の中はダンプが通らないという議事録で確認したが、最近、朝、小学校や中学校の通学時間にダンプが5、6台、センターラインをオーバーして走っていた。調べて確認をとっていただきたい。
- ・ **事務局** 先日もダンプが止まっているという連絡があり調べさせていただいた。本事業のダンプについてはプレートを掲示させている。本事業者は定期的にパトロールを行っているが、ほかの事業の工事車両も多く通っているため、引き続き注意をしていく。
- ・ **田中委員** 函師から小山田にかけて実施している道路舗装の改修のダンプではないか。
- ・ **高橋会長** そのような話もあるため、道路課に確認してください。

- ・ **事務局** 確認する。本事業は黄色いプレートを前に置いてあるため、その車両であれば、御連絡いただきたい。
- ・ **小林（静）副会長** その黄色いプレートについて、実物の写真を撮りわかるように資料をいただきたい。

事務局より、資料1-2-①にて土壌調査に関して、資料1-2-②にて水銀の大気排出規制に関して、事業者より、資料1-2-③バイオガス化施設に関して、説明した。

(以下、質疑応答)

資料1-2-① 土壌調査

- ・ **田中委員** 土壌のボーリング調査は50cmや1mという浅い調査でよいのか。リニアのボーリングは30m・40mまで実施している。
- ・ **事務局** 基本的に国の法律・土壌汚染対策法、東京都の条例の方法で実施している。トリクロロエチレンといったような有機溶剤系について、今回は分析していないが、こういう分析の場合、上のほうに揮散・蒸発してくるため、そういったものでもこれで捕捉できますし、重金属なども埋める場合も大体普通埋める場合はこれぐらいの深さで埋めるというのがあるため、まずはこれで広い範囲を測定し、出たらまた詳細調査をするという形で実施している。法と条例に沿って、基本的にまたこれで出ないということであれば大丈夫だという形で実施している。
- ・ **高橋会長** 一時世間をにぎわした築地市場で汚染があったとかいうときの検査方法は、これと同じなのか。
- ・ **事務局** 基本的には、東京都内ですので同じ方法である。
- ・ **田中委員** 上のほうにばかり行くものではなくて、下のほうに行く物質はないのか。水など下のほうにいくものに対しプールみたいなのがあって、水質改善施設みたいなのがあって、そこでやっていけるから大丈夫だとそういうふうな観点なのですか。
- ・ **事務局** 下に行くというのはいずれにしろ地下水か何かでどんどん流れていくというのはあるが、物質自体は基本的には埋めたところには物はあるという考えで、この調査方法でまずは捕捉しようというのが都条例の考えである。
- ・ **田中委員** では、下のほうへ流れ出すというのは考えていないのですね。
- ・ **事務局** 法と条例では、地下水調査で出るようなことがあれば、水質汚濁防止法など

で捕捉することになる。土壌に関してはこの調査方法で見えていくという形である。

- ・ **田中委員** わかりました。
- ・ **守屋委員** 土壌調査、これは旧管理棟のところに凶面があるのですけれども、花の家も実施し、その結果も出ているのでしょうか。
- ・ **事務局** 土地利用を変更する前には、その土地が過去どう使われてきたか調べるような法と条例に定められており、花の家の敷地全体も調べたが、有害なものは使われていないというのがわかったため、今回分析はしていない。

資料1-2-② 水銀の大気排出規制について

- ・ **高橋会長** 前回の要望回答4ページの文章として、既存は0.05に対して今回の市の基準は云々とあるが、この「既存は」というのはどういう意味か。既存ということとは、従来からある設備に対しては0.05でいいよという基準になっているという意味か。では、その理解が正しければ、新規はどうなのか。
- ・ **事務局** 現在稼働している施設については、法令上は0.05である。今回の市の基準は0.03で、自主規制値を守っていく。
- ・ **高橋会長** 既存の動いている施設は、普通は既存のやつが甘くなって新規のほうが厳しくなるというのはよくある話である。この「既存は」と書いたのは、その新規というのがあるということか。あるのならば幾つですかと聞いている。
- ・ **事務局** 来年度以降届け出をする施設については0.03という意味である。
- ・ **高橋会長** では、0.03というのは水俣規制と一緒に値だということで、そんなに胸を張るほどの値ではない。これからつくるのであり、新規と同じようなものである。
- ・ **荒井アドバイザー** 大気汚染防止法の改正の内容という中に、従来の大気汚染防止法の目的というのは、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全するということにあった。それで今回の大気汚染防止法については、いわゆる水俣条約の趣旨にのっとり、工場及び事業活動に伴う水銀等の排出を落とすし、環境中に出てくる水銀の総量を絶対的に減らそうということと、将来的にもさらに水銀を減らすということで、今出回っている水銀製品も近いうちに禁止されるという状況にある。それでもっと言えば、その0.05あるいは0.03というのは、これを超えたから健康に被害が出る数字ではないというのは環境省が言っている。0.05と0.03の違いは、既存施設か新設施設かということだが、大気汚染防止法は来年の4月に施行されるため、

施行時点で設置されている、あるいは設置届けの出ている施設は既存扱い、それ以降に出てくる施設については新設扱いということになっている。

最近では、水銀の入っていた乾電池は水銀フリーにしているということ、蛍光灯など水銀を含むようなものは別途回収しているなどにより、水銀は清掃工場からほとんど出ない状況にある。以前、東京23区にある施設から水銀が出たといわれたが、水銀の入っている体温計や血圧計がごみに混在していたためであった。今環境省がこの3年間ぐらい続けて、薬局等で保管されている血圧計や体温計を集める運動をやっている。100円ショップで売っているような乾電池の場合、水銀が含まれているといわれているが、それは活性炭を吹き込むということで十分対応が可能である。ところが血圧計が入ったら、もう全然だめという状況で、血圧計等をどう回収していくかというのが一番の問題だろうと思っている。それは市や事業者と協力して進めることになる。国でも、ここ2年間ぐらいそういった水銀の血圧計を回収する事業をやっていたので、その報告書を次回説明させていただきます。

- **高橋会長** いずれにしても、公式には既存施設として0.05であるのに対し、自主規制値を0.03としたというのは、住民感情としては問題がある。新規施設は0.03で、これも0.03になっていますと素直に言ったほうが、よほど簡単ではないか。そもそもこの水銀問題については、0.02にしてくれと前から言っているが、技術的に無理であり、発電効率が落ちるからできないというような話があり、実際の設計段階で、検討しますという約束でここまで来ている。相模原の新しい施設は0.02とかという話もあったが、事業者が決まってから検討ということでここまで来ている。新規施設はこうなのということを書いたらどうか。
- **事務局** 誤解を与えるような書き方については、お詫びする。また、体温計や血圧計の回収に関しては、昨年度実施した効果があらわれているため、今後も継続してやるよう検討させていただいているところである。そのような対策も含めて水銀の排出が出ないような形で対応させていただきたい。
- **守屋委員** 自主規制値というとさらに法令より厳しいようなイメージで捉えられ誤解をされるため、その辺の整理等も含めて検討いただきたい。
- **事務局** 表のつくり方については、きちんと法規制値を入れた形で修正する。相模原市の0.02というのは会議の中でいただいた数字であったが、再度確認したところ、0.03で設定をしているということを確認したので、御報告をさせていただく。ま

た、ほかの施設についても確認したが、一番厳しいところで0.03、それ未満のところはない状況である。

資料1-2-③ バイオガス化施設 防臭対策・メンテナンス計画・発電機の排ガス対策

- ・ **田中委員** バイオガス化施設の防臭対策に関して、上小山田町と八王子の周辺にできた処理施設は、臭いは出ないと事前説明をされていたにも関わらず、結果的に臭いが出て、現状運用休止している。国の補助金ももらった事業のようだが、もう2年程度でストップしたままである。そのようなことにならないようにしていただきたい。
- ・ **事務局** 臭気の関係について、今回事業で整備する施設と八王子の施設は根本的に異なる。本事業の施設は空気に触れさせない密閉型の設備で生ごみを発酵させて発生したガスを発電に回す仕組みだが、八王子の施設は空気に触れた状態で堆肥化させるという形である。施設の用途も方法も違うということで御理解いただきたい。実際に本事業の施設は、南但クリーンセンターでも同じ事業者が整備したものだが、南但の施設では臭気についてそのような状況はない。点検の際に臭気が漏れるという話があったが、テントを張って密閉して、なおかつ吸引車で吸引をし、脱臭装置も設けることで臭気が漏れないような形で対応する計画である。問題ないように進めさせていただくので御理解いただきたい。
- ・ **高橋会長** テントで負圧をかけてというのは、どの程度確実なものか、実例はあるか。
- ・ **事業者** 南但の施設でもテントを使い、密閉にして吸引することで外に出ないという対策をとると聞いている。
- ・ **高橋会長** 実際に南但ではこの方法でメンテナンスを行ったのか。
- ・ **事業者** 南但は竣工して3~4年であるが、上の発酵槽に仮設テントを張ってのメンテナンスは、まだ行っていない。メタン発酵槽というのは基本的に開放点検することはなく、もしも開ける必要があった場合には、このような形で実施するというので、計画図を示させていただいている。

また、下の脱硫装置については、南但の施設では仮設テントは使用せず、強力吸引車で吸うということで実施している。今回の場合は、周りに住宅が多くあり、臭気対策が必要ということで仮設テントを設置する計画を検討している。
- ・ **高橋会長** 心配したら切りがないが、かなり危ういような気もするので、事前にこの地区連絡会なり地元説明を行ってからメンテナンス計画をつくっていただきたい。

- **荒井アドバイザー** ちなみに、いわゆるダイオキシン類対策というのは実施している。解体をしたり清掃をしたりするケースがあるが、その場合に、解体あるいは清掃する場所を仮設テントで密閉し、中を換気して負圧にする状態で実施するようにと法律のさらに下のレベルで決められていて、具体的に実施されている。また、清掃工場からの臭いは、大体バンカーから出る。バンカーの②番あるいは⑦番から出ることになり、バイオの施設については密閉型なので普通出ることはない。このバンカーからの臭気対策としては、ある一定の高さまでコンクリート構造にして、中の空気を炉の中に引っ張り込み脱臭装置を通すこととなる。ごみバンカーは防臭区画にして密閉はしてあるが、水の管や電気の管を通すためのスリーブという貫通部の周辺の穴埋めが悪くて、そこから臭いが出てしまうということがよくある。そのようなところに十分注意して実施すれば臭いは防げるだろう。また、発酵残渣も外に出るが、燃やせるごみピットに密閉型のコンベアに持って行くので、ピット自体の臭気、防臭対策をとれば大丈夫だろうと思っている。
- **高橋会長** そうしますと、通常でも燃やせるごみピットから臭気が出るわけですね。また発酵残渣はもっと臭くしたもので、それをごみピットに追加するわけですよ。そのため、臭いの問題については非常に注意して万全を期していただきたい。
- **彦根委員** このメンテナンスの計画を見て、残渣を出すためのゲート弁とかプランジヤーポンプがどういうことかなど。残渣をマンホールから抜いて、それをどこかに持っていき、中を空っぽにしてゲートを上げるということをするのかしないのか。ゲート弁やプランジヤーポンプというのは動くものですから、摩耗が起き、壊れるものだと思う。そのときにどうするのかということを私はお聞きしたかった。ゲート弁を外したときにゲート弁1つしかないため、脇に漏れるのではと思う。そうすると、コンクリートの床が残渣で結構汚れるのではないかなど。そんなところが脱臭できるのかなど心配していた。このゲート弁の周りも確かにテント張って、吸気引けばいいと思うが、それだけで本当にできるか心配である。メカニカルシールとかそういうのもあるため、その辺も一緒に考えてもらいたい。手順を決めてもらいたい。
- **田中循環型施設建設担当部長** バルブ等の消耗品やスリーブとかいうところの劣化から臭いが漏れるのではなかろうかというお話だが、日常の点検である部分確認ができると思う。そういう頻度を高めて、早目に部品を交換して臭気を抑えるという方法をとっていきたいと思う。

もう一つ、メンテナンスのとき負圧にするという件は、例えばアスベストの解体などでも建物をテントで覆い、外を覆っているシートみたいなものの密閉率を高めて送風機で吸って負圧にして作業するという方法は、認められたやり方であるため、それを励行させていただくということで御理解いただきたい。

- **高橋会長** いずれにしても、ゲート弁が摩耗するからそれをいずれはメンテナンスしなくてはならない、そのときに臭気対策をどうしてやるのですかという質問なので、それも含めてメンテナンス計画のときに出していただけるように、タクマさんのほうでお願いしてよろしいですか。
- **事業者** はい、わかりました。
- **守屋委員** 資料1-2-②と③、国基準の水銀など自主規制値の表があり、国の法令よりも厳しいということで、このとおりやっていたきたいのだが、南但の施設では、周辺の市民に基準値が示されるような、瞬時に現況がわかるようなシステムが導入されていたと思う。臭気についても適正基準があれば、そのあたりも少し入れて、即座に市民がわかるようなシステムが必要だと思う。その辺はこれからまた環境保全協定の中にもそういうものが入ってくると思うが、その辺の考え方をお示しいただきたい。
- **田中循環型施設建設担当部長** 南但には外にモニタリングできるような表示板があったが、今回の施設も2カ所用意している。その中では、基本的には排ガスのモニタリングという内容になる。臭気に関しては、基本的に計測で出すのがなかなか難しいところがある。改めて検討させていただければと思う。
- **高橋会長** 表示装置については検討していただけるということですね。
排ガスについて、バイオガスの排ガスは、装置で処理した後はそのまま空気中に出すということだが、ここに書いてある値は焼却炉の排ガスの自主規制値の中の項目に全部合格しているのか。バイオガス化施設の発電機の排ガス基準の値は、一般の焼却炉の煙突から出る排ガスの規制値の範囲内にあるのですか。
- **事務局** 発電機の排ガスの基準と焼却炉のほうの排ガスの基準は異なる。資料1-2-③にばい塵と窒素酸化物について、法令基準と自主規制値を記載している。焼却のメカニズムが異なっており、どうしても基準は一律に設定できません。そういった理由から施設や設備ごとに基準値が設けられており、その基準値を必ず遵守していくという形で整備は進めさせていただきたい。
- **高橋会長** ここにバイオガス化施設発電機の排ガス基準というのが表にありますね。

ここに書いてある自主規制値というのは何ですか。

- **事務局** こちらの自主規制値は、今回新しい施設で運転する際の規制値という形で、この自主規制値で運転していくということで示させていただいたものである。
- **高橋会長** 焼却炉の排ガスの自主規制値でいくと、ばい塵が幾らか。
- **事務局** 焼却炉のばい塵の自主規制値は0.005であり、焼却炉とバイオガス化施設は同じである。焼却炉の窒素酸化物は30ppmである。
- **高橋会長** これは、煙突もバイオガス化施設も酸素濃度12%換算でよろしいか。
- **事務局** そうです。
- **高橋会長** そうすると、煙突は30だが、ガスタービンが64だということか。
- **事務局** そうである。メカニズムが異なるためである。
- **高橋会長** メカニズムはわかるが、煙突の排ガスの自主規制値は、何回も話し合っただけである。それに対してバイオガス化施設の自主規制値は、この協議会で話し合ったこともないし、ここで急にでてきている。メカニズムが違うから何とか我慢してくれというのは、ちょっと筋が通らない。
- **事務局** 今まで協議していただいたのは、焼却施設からの排ガス規制である。
- **高橋会長** 周りに住んでいる人は、それが煙突から出てくるのかガスタービンから出てくるのかという、区別はしない。工場から出てくる排ガスについてはこういう厳しい基準を設けていますという理解で来ている。ガスタービンはメカニズムが違うから別なもう少し高いものが出てきますというのは、ちょっとおかしい。
- **事務局** 前回そういったお話があったため、発電機の排ガスの基準に対してどのように運転するのか、事業者と検討して、今回自主規制値を提案させていただいた。法規制よりもかなり低い値を設定している。発電機から発生する量は、焼却炉から排出するガスの10分の1程度であり、それだからどうということではないが、その点も御理解いただいた上で御検討いただきたい。
- **高橋会長** 煙突のほうの廃棄処理システムにつなぎ込んで、同じようにできないのか。
- **田中委員** バイオガスとプロパンガスとそんなに違うのですか。例えばプロパンガスは一般家庭で普通に使われていますよね。バイオガスは、燃やすとそんなに悪い排出物ができるのか。バイオガスとプロパンガスは一緒なのかなという認識がある。
- **事業者** バイオガス化施設からのガスは、脱硫装置や微量有害物除去装置を通った後発電機に入る。実際には、ほとんど都市ガスと近い形での排出になる。

- **田中委員** 一般的な都市ガスとかプロパンガスに近いような成分で燃やしていただけるのだったら、そんなに規制する必要があるのか。
- **高橋会長** そういう議論ではない。家庭から出るやつというのは、もともと不純物はそんなに多くないし、大体量が微々たる量である。工業的に大量に出るものについては汚染物質を下げる国の規制があり、健康を守りましょうということであるため、家庭がこうだからという話ではない。
- **田中委員** 何か異質なものをやるのだったら、やめたほうがよい。
- **高橋会長** 工場全体としてバイオだけではなくごみを燃やすわけである。プロパンとはもちろん違う、いろんなものが出るわけである。それで全体として網をかけて、その中で有害な物質はこの数値以下にしましょうということをやっている。その中の項目の1つとして引っかかっているのが、ばい塵と窒素酸化物である。工場全体に網をかけて自主規制値というのをつくったと思っていたが、ガスタービンだけ別ですよというのはちょっと問題ではないですかということである。
- **事務局** 1-2-③の最後に環境に影響が出るかどうかというシミュレーション結果を示している。発電機の排ガスについて窒素酸化物は12%換算で64という値でシミュレーションした結果、周辺環境に影響がないことを確認している。
- **高橋会長** 別にシミュレーションで地上におりたときどうだからオーケーだよという議論をしたわけではない。工場から出るときに、環境汚染物質についてはこれ以下にしましょうねというつもりで言ったはずである。シミュレーションはあくまでも参考値である。問題がなさそうだということは理解している。
- **小林（静）副会長** 今の64を30ということはできないのか。
- **コンサルタント** 窒素酸化物というのは空気中の窒素が熱を受けて酸化されてできるものであり、焼却炉の場合は大体800℃～900℃ぐらいで燃やして発生するものだが、ガスのエンジンは通常のトラックとかと同じで大体1,200℃ぐらいで燃やすことになり、どうしてもNO_xの濃度が多くなってしまう。また、実際にダンプトラックのような重機などで使われているエンジンの現実的な技術的な基準を踏まえて、600というのが法令で定められている。

これを30にするというのは現実的には厳しいのではないかと考える。実際にこれまで動いているバイオガス化施設の排ガス濃度基準の実勢値を考えると、150というのは、南但等も含めて大体半分ぐらいのレベルまで落としていこうかという自主規制

値であり、他の事例と比べても決して緩い規制ではなく、国内の実績からみても高いレベルを目指しているとは考えている。

- **高橋会長** 今30というNOxの自主規制値を設定したいきさつを蒸し返してもしようがない。要するにみんなの合意で30ですねということで決めたわけである。だから、自動車は別に基準があるというのは、別の話である。焼却炉へつなぎ込めば落ちるではないですか。
- **コンサルタント** 焼却炉の排ガスとはまず温度が異なり、焼却炉から出てくるガスの水分や温度の性状と、エンジンから出てくる排ガスの性状が、ちゃんと混合して排出できるかということを考えると、それぞれで出すのが合理的である。
- **高橋会長** どうしたらできるかというのは、何とかしてもらいたい。
- **守屋委員** そのバイオガス施設の発電機の排ガス基準の一番下の※4のところに、窒素酸化物の自主規制値を目標値として示すとあるが、(64)というのは目標値で、まだ上がる可能性もあるのか。
- **コンサルタント** 現実的にはこの目標値は達成できるレベルであり、これ以上は考えていない。
- **守屋委員** わかりました。
- **安藤委員** 資料にある発電機の排ガス対策について、ガス発電機から出るガスにアンモニアを加えて、さらに窒素酸化物の除去装置を通して、そして最終的には出すというふうに読めるのですが、その結果が先ほどの64とかという数値になる。だとしたら、この装置を二重にしたらもっと低くなるという考え方はできないのか。
- **コンサルタント** 比較的濃度が高いものですと濃度は絶対量としてはたくさん落とせるが、きれいな水をよりきれいにするというのは、同じ設備を2つ置いたからといって効果が二重になるわけではないため、二重化しても難しいのではないかと考えている。
- **中丸(康)委員** 排ガスのほうについては自主規制値だけ書いて法令基準値が書いてないので、ちょっとわかりづらい。特にこのNOxのところの法令基準値というのは、バイオガスのほうと比べて幾つの数字になるかはわからない。
- **コンサルタント** 250である。
- **事務局** いろいろ御意見をいただいていますので、今回一旦持ち帰り、もう一回整理させていただいて、改めて説明させていただきたい。
- **高橋会長** 考え方の整理ではなくて、方法を考えてください。

- ・ **事務局** 方法も踏まえて検討させていただいて、次回説明させていただく。
- ・ **荒井アドバイザー** NO_xについては、サーマルNO_xとって空気中の窒素が温度が高くなることによって酸化してNO_xになるというもの、フューエルNO_xとって燃料の中そのものに窒素分が含まれてそれが酸化してNになるというものがあるが、焼却炉の場合、焼却炉の中の温度条件をいろいろ変更したり、酸素条件を変更することで、NO_x濃度を低減する技術が発展してきている。ところがエンジンは、焼却炉と燃焼温度も異なったり、エンジンはできたものを買うということになる等、非常に制約条件がある。そういう意味で、とりあえず検討してもらおうということで整理をしたほうがよろしいと思う。
- ・ **高橋会長** 臭いの問題、ガスの問題、水銀の問題、ペンディング事項が残っていますが、それは次回にということで、次に行きたいと思う。

○ **議題2 町田市熱回収施設等（仮称）整備運営事業に係るスケジュール**

資料2を用い、事務局より今後の地区連絡会及び本事業に係る工事等のスケジュールについて、説明を行った。

（以下、質疑応答）

- ・ **中丸（康）委員** 資源化施設、相原地区と上小山田地区の件の進捗状況は、あわせてこの中に入らないか。
- ・ **事務局** この連絡会での検討は熱回収施設に関する件であるため、それに限定してスケジュールを提示させていただいており、資源化施設は記載していない。
- ・ **中丸（康）委員** 資源化施設ができないと、燃やすごみの計画が変わるのではないか。熱回収施設と合わせて完成予定で進んでいるわけで、並行して進まないことには予定が狂ってしまうのではないかと思う。
- ・ **事務局** ごみ処理については、資源化施設のスケジュールと調整し、今後決めていくことになる。今後、必要であれば報告をさせていただければと思う。
- ・ **高橋会長** できればそれについても、この会で報告してもらおうと、全体の姿がよくわかると思う。
- ・ **事務局** 状況を確認しながら、次回以降にお話をさせていただければと思う。
- ・ **高橋会長** よろしくお願ひします。

3. 報告事項

○ 報告事項1 事業進捗報告

資料3を用い、事業進捗報告を行った。

(以下、質疑応答)

- ・彦根委員 タイヤ洗浄機について、表土の仮置場にはついてないのですか。
- ・事務局 仮置場にはタイヤ洗浄機は設置していないが、鉄板を敷き土を引っ張らないように対応している。万が一土が出た場合には、清掃してきれいな状態に戻すということに対応させていただく。
- ・小林(哲)委員 造成工事のところで、車両の出入りが最大1日150台程度とあるが、これは守っていただけるか。現在、解体工事、花の家でガラ・産廃を運んでいるが、それは何台ぐらい出ているのか。
- ・事務局 1日で最大150台はピーク時、ちょうど解体と造成の土の搬出が重なるときである。現在は解体のみで20台程度である、150台以下で抑えるために分散していけるように十分注意する。

4. 協議事項

○ 協議事項1 施設の外装及び内装の仕上げ等について

資料4を用い、施設の外装及び内装の仕上げ等について説明を行った。

(以下、質疑応答)

- ・田中委員 事務室は説明に含まれていないが、別に考えるということか。
- ・事業者 基本的には事務室も会議室などと同程度と考えている。ただ、今回提示させていただいたのは、見学者や市民が使われる部屋を中心に提示させていただいた。
- ・田中委員 わかりました。
- ・中丸(康)委員 この施設は、耐用年数をどの程度と考えているのか。
- ・事務局 最低でも35年は使えるように計画している。
- ・中丸(康)委員 今度のときには、またここでつくることを前提にしては怒られてしまうが、建てかえのときには、工場棟、管理棟等も一体的に全部作り直すという考

え方になるのか。

- ・ **事務局** どこに建てるかというのがまず大前提になる。次回はそういったことも踏まえて一から検討するような形になる。
- ・ **中丸（康）委員** 今回もつくる間際になって、いつまでには補助金申請しなくてはならないから建てる場所を決めたいとのことだった。35年なんてあつという間に来るため、今から次のことを計画しなくてはいけないのではないかと思う。
- ・ **事務局** おっしゃるとおり、早い段階から決めなくてはいけないと思う。今はまだ施設を設計している段階であり、その後に関しては不明だが、結局施設を建てかえなくてはいけないから早く決めたいというようなことにならないよう、余裕を持って次回を決めていきたいと思う。

○ 協議事項2 環境保全協定について

資料5を用い、環境保全協定について説明を行った。

(以下、質疑応答)

- ・ **高橋会長** ありがとうございます。今回は案の提示ということで、次回以降この内容については協議していきたい。ちなみに、参考にされたのは、このふじみ衛生組合さんのと、あと何カ所かあるのですか。
- ・ **事務局** 基本的にはふじみ衛生組合を参考とし、一般的な内容をもとに案を作成した。
- ・ **守屋委員** ふじみ衛生組合をあえて参考にしたというのはなぜか。
- ・ **事務局** 以前、地区連絡会で、ほかの市の協定書を提示するようにとのご意見をいただき、問い合わせをしたが公開するのが難しいというようなお話が多かったため、ホームページで公開されているふじみ衛生組合のものを提示させていただいたという経緯である。一般的な内容と、ふじみ衛生組合の内容も踏まえて、協定書の案を作成させていただいたということで御理解いただきたい。
- ・ **高橋会長** なかなか表に出てこないという面もあるが、我々としてはあと2～3カ所あると非常に自信を持ってほかの人に説明できるような気もする。
- ・ **事務局** 他の事例についても探して次回御提示させていただく。
- ・ **高橋会長** ぜひお願いします。これについては次回以降ということにする。

○ 協議事項3 施設名称について

資料6を用い、施設名称に関する説明を行った。

(以下、質疑応答)

- ・ **田中委員** 今までの名前でみんなに親しまれている。変える必要ないと思う。
- ・ **高橋会長** 次回以降に、皆さんの意見を聞いて進めたい。先ほどおっしゃった投票というのは、この中でという意味ですか。
- ・ **事務局** 町田市全域を考えている。具体的な方法はまだ決めていないが、施設ごとや学校等に投票箱を置かせてもらったりして、広く皆様の御意見を聞ける方法を考えている。
- ・ **高橋会長** これはまた次回以降に相談していきたい。

5. 事務連絡

○ 施設周辺での他工事の予定について

資料7を用い、施設周辺での他工事の予定について説明を行った。

- ・ **高橋会長** これについては、特に函師小学校の通学路になっている関係で、いろいろ問題がある。現在工場側が通学路になっており、道路の反対側に通学路を変更したらどうかと函師小学校と話していたのですが、ここのT字路になっている交差点改良が2020年～21年度、つまりこの工場の本体の工事が終わってからの計画という事なので、ここで子供たちが渡れない。信号機を将来はつけようという話にはなっているが、この道路の形状が確定しないと設置できないということで、2021年度以降、22年か23年というスケジュールになってしまっている。そういうことだと通学路の変更は難しいかということで、従来どおり工事をやっている塀のそばをずっと通学路にしておかざるを得ないような状況であり、非常に心配である。それまでは車の出入りの安全管理をくれぐれもお願いします。
- ・ **事務局** 徹底させていただき、できる限りの対策は講じていく。

○ 次回地区連絡会について

- ・事務局 次回は2018年1月31日午後6時半を予定している。場所は同じく忠生市民センターでの開催とする。

○ 委嘱・解嘱式

12月23日で任期が切れます前委員の委嘱状更新と委員の解嘱式を行い、会長と副会長の選出を行った。

6. 閉会の挨拶

田中循環型施設建設担当部長より、閉会の挨拶を行った。

(21時22分 閉会)